

令和元年 第2回

木古内町議会定例会会議録

令和元年6月18日 開会

令和元年6月18日 閉会

木古内町議会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないように留意しておりますが、万が一、誤字、脱字等がありましたら深くお詫びいたします。

なお、重要と思われる誤りがありましたら、事務局までご一報いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

木古内町議会議長 又 地 信 也

目 次

	提出された案件及び議決結果・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	第1日目（令和元年6月18日）	
	議事日程・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	議会運営委員会報告書・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	議長諸報告・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	総務・経済常任委員会所管事務調査報告書・・・・・・・・	6
	開会・開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・	8
日程第 1	会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・	8
日程第 2	議会運営委員会報告・・・・・・・・・・・・・・・・	8
日程第 3	会期の決定・・・・・・・・・・・・・・・・	9
日程第 4	議長諸報告・・・・・・・・・・・・・・・・	9
日程第 5	総務・経済常任委員会所管事務調査報告・・・・・・・・	9
日程第 6	町長及び教育長諸報告・・・・・・・・・・・・・・・・	11
日程第 7	一般質問・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	6番 新井田 昭 男・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	8番 廣 瀬 雅 一・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	1番 平 野 武 志・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	3番 鈴 木 慎 也・・・・・・・・・・・・・・・・	22
	7番 相 澤 巧・・・・・・・・・・・・・・・・	25
日程第 8	報告第1号 平成30年度木古内町一般会計歳出予算の繰越明許費について・・	29
日程第 9	承認第1号 専決処分の承認を求めることについて・・・・・・・・	29
日程第10	議案第3号 木古内町森林環境譲与税基金条例制定について・・・・・・・・	31
日程第11	議案第1号 平成31年度木古内町一般会計補正予算（第3号）・・・・・・・・	31
日程第12	議案第2号 平成31年度木古内町高齢者介護サービス事業会計補正予算(第1号)	39
日程第13	議案第4号 木古内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例制定について・・・・・・・・	40
日程第14	議案第5号 木古内町駐車場設置条例の一部を改正する条例制定について・・	41
日程第15	議案第6号 木古内町港団地建替工事（建築主体）請負契約の締結について・	42
日程第16	議案第7号 木古内町港団地建替工事（機械設備）請負契約の締結について・	43
日程第17	議案第8号 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する協議につ いて・・・・・・・・・・・・・・・・	44
日程第18	議案第9号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する 協議について・・・・・・・・・・・・・・・・	45

日程第19	議案第10号	北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する協議について	45
日程第20	議案第11号	木古内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について・・・・・・・・	46
日程第21	発議案第1号	議会閉会中の所管事務調査について・・・・・・・・・・・・・・・・	48
日程第22	意見書案第1号	2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書・・・・・・・・	49
日程第23	意見書案第2号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書・・・・・・・・	50
日程第24	議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について・・・・・・・・	51	
		会期中の閉会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
		会議録署名議員の署名・・・・・・・・・・・・・・・・	53

令和元年6月18日(火)第1号

- 開会日時 令和元年6月18日(火曜日)午前10時00分
○ 閉会日時 令和元年6月18日(火曜日)午後 2時36分
-

・出席議員(10名)

1番	平野武志	6番	新井田昭男
2番	手塚昌宏	7番	相澤巧
3番	鈴木慎也	8番	廣瀬雅一
4番	吉田裕幸	副議長	9番 竹田努
5番	安齋彰	議長	10番 又地信也

・欠席議員(なし)

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大森伊佐緒
副町長	大野泰
病院事業管理者	小澤正則
総務課長	若山忍
町民課長	吉田広之
税務課長	高橋和夫
会計管理者	高橋和夫
保健福祉課長	羽沢裕一
保健福祉課包括ケア推進室長	武藤一郎
まちづくり新幹線課長	木村春樹
まちづくり新幹線課新幹線振興室長	大山進
産業経済課長	片桐一路
建設水道課長	構口学
病院事業事務局長	平野弘輝
特別養護老人ホームいさりび事務長	東誠
教育長	野村広章
生涯学習課長	吉田宏
給食センター長	吉田宏
農業委員会事務局長	片桐一路
代表監査委員	柿崎重朋

・本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	福田伸一
議事担当主査	堺泰幸

令和元年第2回木古内町議会定例会議事日程

第1号 令和元年6月18日(火)

午前10時00分開議

日程 番号	議件番号	議件名
1		会議録署名議員の指名
2		議会運営委員会報告
3		会期の決定
4		議長諸報告
5		総務・経済常任委員会所管事務調査報告
6		町長及び教育長諸報告
7		一般質問
8	報告 第1号	平成30年度木古内町一般会計歳出予算の繰越明許費について
9	承認 第1号	専決処分の承認を求めることについて
10	議案 第3号	木古内町森林環境譲与税基金条例制定について
11	議案 第1号	平成31年度木古内町一般会計補正予算(第3号)
12	議案 第2号	平成31年度木古内町高齢者介護サービス事業会計補正予算(第1号)
13	議案 第4号	木古内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
14	議案 第5号	木古内町駐車場設置条例の一部を改正する条例制定について
15	議案 第6号	木古内町港団地建替工事(建築主体)請負契約の締結について
16	議案 第7号	木古内町港団地建替工事(機械設備)請負契約の締結について
17	議案 第8号	北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する協議について
18	議案 第9号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する協議について
19	議案 第10号	北海道市町村総合事務組合格約の一部を変更する協議について
20	議案 第11号	木古内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
21	発議案第1号	議会閉会中の所管事務調査について
22	意見書案第1号	2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書
23	意見書案第2号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書
24		議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について

令和元年第2回定例会 提出案件及び議決結果表

議件番号	議 件 名	議決月日	議決結果
議案第1号	平成31年度木古内町一般会計補正予算（第3号）	元. 6. 18	原案可決
議案第2号	平成31年度木古内町高齢者介護サービス事業会計補正予算（第1号）	元. 6. 18	原案可決
議案第3号	木古内町森林環境譲与税基金条例制定について	元. 6. 18	原案可決
議案第4号	木古内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	元. 6. 18	原案可決
議案第5号	木古内町駐車場設置条例の一部を改正する条例制定について	元. 6. 18	原案可決
議案第6号	木古内町港団地建替工事（建築主体）請負契約の締結について	元. 6. 18	原案可決
議案第7号	木古内町港団地建替工事（機械設備）請負契約の締結について	元. 6. 18	原案可決
議案第8号	北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する協議について	元. 6. 18	原案可決
議案第9号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する協議について	元. 6. 18	原案可決
議案第10号	北海道市町村総合事務組合理約の一部を変更する協議について	元. 6. 18	原案可決
議案第11号	木古内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について	元. 6. 18	原案可決
報告第1号	平成30年度木古内町一般会計歳出予算の繰越明許費について	元. 6. 18	報告済み
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて	元. 6. 18	原案承認
発議案第1号	議会閉会中の所管事務調査について	元. 6. 18	原案承認
意見書案第1号	2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書	元. 6. 18	原案可決
意見書案第2号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書	元. 6. 18	原案可決
	議会閉会中の正副議長及び議員の出張・派遣承認について	元. 6. 18	承認

(午前10時00分 開会)

開 会 ・ 開 議 の 宣 告

○議長(又地信也君) ただいまから、令和元年第2回木古内町議会定例会を開会いたします。
ただいまの出席議員は10名でございます。
よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達するので、会議は成立いたしました。
ただちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程及び説明員は、別紙配付のとおりであります。
暫時、休憩をいたします。

休憩	午前10時01分
再開	午前10時02分

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。
日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長から指名をいたします。
1番 平野武志君、2番 手塚昌宏君。以上、2名を指名いたします。

議 会 運 営 委 員 会 報 告

○議長(又地信也君) 日程第2 議会運営委員会報告。
令和元年5月9日に開かれました、令和元年第3回木古内町議会臨時会において調査の申し出がありました、議会運営に関する件についての報告を求めます。
議会運営委員会 委員長 3番 鈴木慎也君。
○3番(鈴木慎也君) 3番 鈴木慎也です。
令和元年6月18日 木古内町議会 議長 又地信也様。木古内町議会議会運営委員会委員長 鈴木慎也。
議会運営委員会報告書。
令和元年第2回木古内町議会定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。
記 1. 会議開催状況。
会議開催状況につきましては、6月13日に開催し欠席委員はおりませんでした。
2. 令和元年第2回木古内町議会定例会における議会運営について。
(1) 今定例会の会期については、6月18日から6月19日までの2日間としたい。

(2) 議事日程については、別紙配付のとおりである。

議事日程番号10から11までは一括議題とする。

なお、重要な案件については議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は議長に一任する。

(3) 付議案件は、議案11件、報告1件、承認1件、発議案1件、意見書案2件である。

(4) 一般質問者は5名であり、通告順により質問者ごとに行うこととする。以上でございます。

○議長(又地信也君) ただいまの、議会運営委員会委員長の報告に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、報告を終了いたします。

会 期 の 決 定

○議長(又地信也君) 日程第3 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員会委員長より報告のとおり、本日から6月19日までの2日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議ないものと認めます。

よって、会期は本日から6月19日までの2日間と決定をいたしました。

議 長 諸 報 告

○議長(又地信也君) 日程第4 議長諸報告。

議長諸報告につきましては、別紙配付のとおりでありますので、これを省略いたします。

総務・経済常任委員会所管事務調査報告

○議長(又地信也君) 日程第5 総務・経済常任委員会所管事務調査報告。

令和元年5月9日に開かれました、令和元年第3回木古内町議会臨時会において調査の申し出がありました、総務・経済常任委員会所管事務調査についての報告を求めます。

総務・経済常任委員会 委員長 1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 1番 平野武志です。

令和元年6月18日 木古内町議会 議長 又地信也様。木古内町議会総務・経済常任委員会委員長 平野武志。

総務・経済常任委員会所管事務調査報告書。

総務・経済常任委員会の所管事務調査について、会議規則第41条第1項の規定により報告

いたします。

記 1といたしまして、1の会議開催状況でございますが、5月の9日、6月の3日に開催しております、出席委員は記載のとおりで、欠席委員はございません。

記 2の所管事務調査項目。

(1) の町政全般に関する緊急を要する課題についてでございます。

記 3の調査報告。

総務・経済常任委員会所管の事務について調査を行った結果、当委員会として次のとおり報告いたします。

(1) 幼児教育・保育の無償化に係る事業概要について。

国の方針のもと、令和元年10月から幼児教育無償化がスタートいたします。対象者や対象範囲については、国の制度概要のとおりであり、全世帯を対象としていません。

当町では、人口減少対策の施策として、以前より保育料の無償化が議論されています。

また、平成31年3月の予算審査特別委員会では、国の制度執行にあわせて、我が町独自の追加支援策を模索するべきとの意見も出されております。そのような意見に対し、検討さえされていないのは残念極まりないということでございます。

子どもの年齢や世帯収入の違いで支援差のある現制度案を見直し、10月の施行までに我が町独自の支援策を追加すべきである。

(2) 小規模多機能型居宅介護施設の整備について。

小規模多機能型居宅介護施設の整備計画が示されました。少子高齢化が進み、高齢化率も微増していく今後において、当施設の必要性は委員会一致で理解いたします。計画に基づき進めてきた中で、施設の内容や運営計画については、事前調査がしっかりと反映された内容であり、財源についても過疎債や道補助金を活用するなど、新築整備ながら町の実質負担額が3,000万円以内であることは評価に値します。

新規の公共施設建設にあたり、各委員より多数の不安要素の指摘がありました。特に建築場所やほかの同様の施設との競合の調和、あるいは職員確保等の問題などです。

今後の課題進捗について、町民に望まれる当施設の完成・運営等が期待されることから、常任委員会の継続調査といたします。

(3) 調査事項の資料について。

各課により異なりますが、以前より調査事項の関係費用についての資料不足が多く見られます。内容に基づく関係費用資料について、事前配付とするよう心がけていただきたい。

以上でございます。

○議長(又地信也君) 総務・経済常任委員会委員長の報告が終わりましたが、この委員会は全員による委員会でありますので、質疑を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議ないものと認めます。

以上をもちまして、報告を終了いたします。

町長及び教育長諸報告

○議長(又地信也君) 日程第6 町長及び教育長諸報告。

町長諸報告並びに教育長諸報告につきましては、別紙配付のとおりでありますので、これを省略いたします。

一 般 質 問

○議長(又地信也君) 日程第7 一般質問。

これより一般質問を行います。

一般質問者は5名であります。

一般質問につきましては、お手元に配付の通告書の順によって行うことにいたします。

はじめに6番 新井田昭男君。

○6番(新井田昭男君) 6番 新井田でございます。

質問内容については、一問とさせていただきます。

それでは、はじめたいと思います。

災害用小型発電機、並びに備品についてでございます。

平成23年東日本大震災での未曾有の津波被害が発生してから今日まで、台風並びに自然災害も含め、我が町の住民に対する安心安全を守るべく、行政防災体制に関する構築案を提案をしまりました。

大自然の脅威には誰もが打ち克つことはできません。いつ起こりうるのかわからない自然災害には、過去の災害をもとにその教訓を活かす行動が必要不可欠であり、いついかなる時でも、行政は住民の安心安全の確保に備える必要があると考えます。

平成30年9月6日に、北海道ではじめて観測された震度7の「北海道胆振東部地震」による大規模停電(ブラックアウト)の教訓から、我が町ではいち早く各町内会への災害用小型発電機の配備を行いました。防災備品も含めた行政対応について、次のことについて町長の見解を伺います。

一つは、災害用発電機については、平成29年3月31日より木古内中央公民館、平成30年3月30日札苅みらい館、平成31年3月29日には泉沢生活改善センター、釜谷ゆうなぎ館に設置しております。各地区に設置後2か月以上経過していますが、未だに取り扱いの説明がないのはなぜなのか。

二つ目は、防災用備品としてペットボトル水、アルファ米、毛布を配置しているが、ほとんどの施設では災害用の備品が施設の押し入れや物置に、町内会所有の物品等と一括保管されている状況と認識している。特に、災害時に避難された住民の口に入る食料や飲料水は、保管場所のあり方を行政主導で検討すべきと考えますが、見解を伺います。よろしく願いいたします。

○議長(又地信也君) 答弁を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) おはようございます。

6番、新井田議員のお尋ねにお答えをいたします。

非常用小型発電機につきましては、役場のほかに、中央公民館、札苺みらい館、泉沢生活改善センター、釜谷ゆうなぎ館、これらに設置をしております。

設置の際には、取り扱いの説明をすることは必要なことではありますが、お尋ねにありますように、本年3月に設置した二つの施設において、説明が不十分であったことがわかりました。

本件につきまして、深くお詫びを申し上げますとともに、このあと施設に出向き、取り扱いのご説明をさせていただくことにいたします。

次に、非常食等の保管につきましては、お尋ねのとおり、その多くが町内会の物品などと同じ場所に保管されております。

利用するかたにわかりやすくすることに配慮をし、それぞれの施設において、直射日光や高温多湿を避けるそのような保管場所を確保し、保管場所には防災備蓄品であることを明確に表示したいと考えております。

○議長(又地信也君) 6番 新井田昭男君。

○6番(新井田昭男君) いま、町長のほうから答弁としてご説明いただきました。

私は、昨今の自然災害に対する行政側の取り組みについては、情報収集、そして先を読む分析力と担当職員の迅速な住民対応や現場対応については、非常に評価に値するものといままではそんなふう感じておりました。

また、冒頭述べましたように、昨年の大規模停電の教訓から3地区への早めの発電機の配備についてもスムーズな対応と非常に私もその辺は評価に値するものと感じております。

しかしながら、いまの一般質問の中でご案内したように、この発電機の配備後の説明・レクチャーに関しては、不十分という町長から話出ましたけれども、不十分じゃないのですよね。全くしていないということです。不十分に値するものじゃないのです。不十分というのはくどいようすけれども、説明をした中で何か落ち度があったという私はそんな表現に捉えているのですけれども、そんなことでいままで行政とすれば、非常にその辺の少数性の中でいろんな住民のためにしてきたことが、こういう小さいことだと思っているのでしょうか、この辺のやはり取りがどうも違和感を感じます。防災とは、この辺は言わずもがなですけれども、これは災害を防ぐためにあるものです。疑わしきはやはり行動するのですよ。最悪の事態を想定して行動しなきゃいけない。そして、空振りには許されるのですが、見逃しは許されない。私は、過去に何回かこの辺の話をさせていただきました。やはりまさに私はその辺は、イロハのイだと思うのです、防災に対する。こういう部分はやっていかないとまさに大きな被害に続くとそんなふうには私は認識しております。おそらく町長は、過去に会社のほうをされて、いろんな災害に対するあるいは防災に対する部分の認識は強いと思うのですけれども、ハインリッヒの法則ってご存じでしょうか。ご存じないですか。このハインリッヒの法則っていうのは、一件の大きな事故、災害の裏には29件の軽微な事故・災害、そして300件のヒヤリハットがあるということなのですね。小さいことを地道にやっていかないと大きな事故につながるという一つの法則なのです。これは、建築会社とか非常に使う法則の教育の一環として、出る言葉なのです。だから、こういう部分もやはり何と言うのですか、防災に対する認識、その辺がどうも喉元すぎれば云々と言うのですけれども、その辺がやはり常に先ほど言ったように、少数性の中でやっていくという中では、そういう落ち度

があると思うのだけれども、特に物があって、物があるのにその物を活かしてやらない、あるいは説明をしないというのは、これ残念ながらいままで積み重ねてきたことが大した思いがなかったのかなというふうな思いがしております。

今後の9月末までに新道とそれと鶴岡方面ですか、これ設置予定になっています。当然ながらこの2件を含めて、きちんとした対応、この辺は対応とそれと今後の設備した発電機のいわゆる点検的なものはどんなふうに考えてられるのか。まず、これ1点ちょっと確認したいのですけれども。

○議長(又地信也君) 総務課長。

○総務課長(若山 忍君) いまおっしゃられた、まず9月末までに新道・鶴岡に設置予定ということで、このあと補正予算のほうでも提案させていただいておりますが、今年度予定の2箇所に加え、今回振興協会のほうからの交付もありましたので、あわせまして前倒しで4箇所設置しようというふうな考えを持っております。

場所につきましては、いまおっしゃられた鶴岡及び新道、さらに大平会館・大平団地集会施設、こちらも今回の補正で対応させていただきたいというふうに思っております。

また、おっしゃられたように点検等につきましても期間提示と言うのですか、1年に1回ですとか何か月に1回ですとかそういったものをマニュアル化したものを用意しながら順次、地元のかたにも説明を加えながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 防災につきまして、新井田議員のお尋ね、おっしゃるとおりだと理解しております。そしてまた、先ほど不十分という表現を使いまして、それは不十分でない。確かに文章を作っている時には、不十分という言葉が非常に馴染んだのですが、実際に言葉にしてみますと不十分というよりも説明がなされていないということでございますので、職務がしっかりと行われていなかったとこのように言わざるを得ないと思います。

ただ、そこに至るには幾つかの経過があったようでございますが、幾つか申し上げましてもそれは単なる言い訳になりますので、やっていないものはやっていないということで、素直にお詫びをしたいと思っております。

また、現段階において決して防災の心を忘れたわけではなく、たまたまこの件では皆様方にご迷惑をおかけいたしました。現在もなおいつ災害が起きても対応できるようなそのような気持ちで仕事を進めていることをご理解いただきたいと思います。

また、先ほどハイインリッヒの法則についてご説明がございましたが、私も青函トンネルの工事で経験しております。青函トンネルの工事では、残念ながら34名のかたが犠牲となっておりますが、その犠牲者のこれまでの事故歴等を調査いたしますと、新井田議員のおっしゃるとおり小さな事故、ヒヤリ・ハット、こういったのが幾つかあるということが証明されております。

その後、青函トンネルの工事においては、34名のあとはゼロで経過しておりますが、これまでトンネルというのは事故があっても不思議はないというそんな変な通説がありました。

しかし、トンネルであってもどんな工事であっても、死亡事故があってはいけないと、大きな事故があってはいけないということがこのトンネルの工事で立証されて、それ依頼この法則が非常に世間でも注目され、これに基づいて小さな事故を起きた場合には、大きな事故につながるということで、安全対策をしっかりと進めるということにしておりますので、当町

におきまして今後、防災に関しましてはそのような気持ちで、しっかりと進めてまいりたいと考えております。

○議長(又地信也君) 6番 新井田昭男君。

○6番(新井田昭男君) いま、町長のほうからも本当にまさにそのとおりだと思います。

遭ってからどうのこうのというよりも、やはり前提のプロセスが大事だと思います。その辺は、いまさらというような部分がありますし、先ほど何回もくどいようですけれども、その少数性の中で一生懸命やられているというその辺は私は認識しておりますので、町長が言われたようにその辺は町長も何と言うのですか、少なからず経験されているわけですから、リーダーシップを大いに発揮していただいて、その辺の防災に対する認識をまた再度皆さんに徹底していただければ、そんなふうに思っております。

あと、防災備品に関しては、私個人的にはやはり一つの場所に毛布だ何だということの中で、なっている部分がちょっと自分のところの会館も見たものですから、そういう意味では非常に食べ物とか口に入るものは、やはり少なくとも別な場所、保管場所に留意しなきゃいけないのかなとそんな思いがありまして、今回の一般質問をさせていただきました。町長のほうからも設置場所、あるいは掲示板を含めた対応をするんだということですので、ぜひその辺で一つよろしくお願ひしたいと思ひます。

一応、最後に繰り返しになりますが、この大自然の脅威には先ほども申したように、誰もが打ち克つことはできません。いつ起こるかかわからない自然災害には、やはり過去の災害を教訓にするしかない。これは、本当にそのとおりとあります。少数性の状況では理解するが、今後、小さなことだと思わずに検証をお願ひしたいと思ひます。

また、おっしゃるとおりことしもまた8月以降、台風シーズンが来ます。必ず来るであろう大型台風は、必ずこの地にも脅威であります。くどいようですが、行政サイドは地震も含めた自然災害に対し、いついかなる時にも住民の安心安全の確保とさらなる防災体制の構築を大いに期待しまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(又地信也君) 6番 新井田昭男君の一般質問を終わります。

次に8番 廣瀬雅一君。

○8番(廣瀬雅一君) おはようございます。議席番号 8番 廣瀬雅一でございます。

私のほうから、2点、質問がございます。

まず1点目、これからの企業誘致についてでございます。

平成26年3月、第6次木古内町振興計画、第2編第5次振興計画の検証、第5節に「近年は、新幹線ができる町として、コンビニやホテル、レンタカー業者を中心に誘致活動をしているところから本節はD評価となった」とあります。

平成28年に道の駅みそぎの郷きこないがオープンし、ことし5月までの来場者はオープン以来179万人となり、先月のゴールデンウィークは、道の駅スタッフのたゆまぬ努力により、2年連続の道の駅ランキング1位に輝き、前年比の131%の7万618人の来場者をお迎えしたと伺っております。このように交流人口は道の駅オープン・新幹線開業以来、予想をはるかに超えております。

また一昨年、駅前にはコンビニがオープンし、景観も良くなり、人の賑わいが増し、夜は明るく、治安維持にもつながっております。

そして、ことし3月、長年誘致活動を行っていた念願のホテルがオープンし、さらに交流

人口が増え、地域の活性化・地域の利益を生み出していくものと期待しております。

これらの状況を踏まえ、今後の企業誘致に取り組む町長のお考えについてお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 8番、廣瀬雅一議員のお尋ねにお答えをいたします。

はじめに、第5次振興計画の検証でございますが、「第3章 産業・観光」の中に、「第5節 地域経済を活性化させる建設・工業」においては、検証時点では企業誘致の実績がなく、そのような評価になったものでございます。

一方、その後の取り組みにおいて、北海道新幹線の開通と木古内駅開業前後において、企業誘致用地の整備を行ったことに伴い、北海道銀行との地方創生にかかる包括連携協定を端緒としての、都市型ビジネスホテルの建設、運営がなされております。

さらに、駅前通り整備とあわせて、コンビニエンスストアの進出、道の駅整備によるレストランやレンタカー事業の運営開始など、一定の成果がみられております。

また、この間、企業振興促進条例を改正し、町外企業の進出とともに町内企業の振興、発展を図ってまいりました。

第6次振興計画におきましては、地域の特性を十分活かし、時代に即した企業の誘致に取り組むこととしており、そのためにはこれまでの実績や取り組みを踏まえ、企業進出情報の収集あるいは地域PRの強化に努めてまいります。

○議長(又地信也君) 8番 廣瀬雅一君。

○8番(廣瀬雅一君) 答弁を受けました。それで、もう1点ちょっと詳しく、どう取り組んでいるかということをお伺いしたいのですけれども、第6次振興計画第4編基本計画、第5節 地域経済を活性化させる建設・工業の基本方針の中で、先ほど答弁にもありましたけれども、「時代に即した企業の誘致に取り組む、地域の活性化を目指します。また、施策テーマの企業誘致を推進するため、立地環境の整備を図ります。」とあります。現在、東京一極集中の是正に向けて、政府の地方創生施策でまち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進委員会を当町でも実施しているところでもありますけれども、政府機関のほかの施策で、地方移転や民間企業の本社機能移転などがありますが、大きな成果はないというのが現状に出ております。

将来にわたり、地方分散の流れが来ると私は思っております。当町においても、様々な準備が必要かと考えておりますけれども、この時代に即した企業の誘致、立地環境の整備について、具体的な考えを再度お伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) まず、企業誘致は極めて難しいということからお話したいと思っておりますが、これだけ都市一極集中が進んでいる、また企業が海外に進出するというふうな社会の中で、地方がどんな企業にあうか、そして選んでいただけるかというのは、極めて難しい状況ではありますが、そうは言いましても何もしていないということにはいきませんので、これまでも同様に企業の誘致には積極的に取り組んで来ているところでございます。

従来からこうした進出の意向のあるところに対して、アプローチをしておりますし、そうした企業に対しての連携を密にしているところでございます。あえて企業の名前はいまここでは申し上げませんが、これまでも何年も継続して連携をしているというところがあることは事実でございます。

また、そうしたところとはトップセールスをとおして、積極的な企業誘致を進めていると。

そしてまた、これまでと同様に金融機関との協定を十分活かして、金融機関との連携を図っていく、そして情報収集を集めていくということになります。

そしてまた、これまでもそうなのですが、様々な都市部で企業誘致のセミナーを開催しておりますので、そこへの参加、そしてまた道内外の企業と関係性を深めていくということで、情報収集にもしっかりと力をいれていきたいと思っております。

具体的にいまここでお話できるものはございませんが、前向きに進めるということで、木古内町をいかにPRするかということが大事でございますので、引き続き努力をしていきたいと思っております。

○議長(又地信也君) 8番 廣瀬雅一君。

○8番(廣瀬雅一君) いま町長が言ったように、これはこの問題は1年や2年、5年ではできる問題ではないとは思いますが。相当、時間はかかるとは思いますがけれども、当町の姿勢、当町の準備というものが、必ず必要になってくるんじゃないかなと思っております。

そこで、当町のホームページの誘致予定地を拝見いたしました。こちらまだ、現ホテルの場所が掲載となっております。いま町長の答弁ありましたように、将来に向かって考えるのであればこの辺は整備して、またこれからのことを掲載してもよろしいんじゃないかと私はお伺いしますが、いかがですか。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 一つひとつチェックをしていなかったことに大変反省しておりますが、ホームページ上で現在の状況の以前のものが出ているとすれば、それは早急に改めなければなりませんし、将来に向けた対応の悪さというのがそこには表れているのかと思っております。

早急に訂正をしたいと思っております。

○議長(又地信也君) 8番 廣瀬雅一君。

○8番(廣瀬雅一君) よろしくお願ひいたします。

最後に、交流人口の増加は大変嬉しく思っております。しかしながら、やはり定住人口の取り組みも並行して優先すべきだと考えております。先ほども質問していましたように、5年前とはかなりPR要素がさらに増していると思っております。これからの町長には、タイムリーにスピーディーにこの問題に取り組んでいただきたいと思っております。ありがとうございます。

二つ目の質問についてよろしいでしょうか。

○議長(又地信也君) 8番 廣瀬雅一君。

○8番(廣瀬雅一君) 二つ目、子育て支援についてでございます。

当町では、満15歳までの乳幼児医療無償化、また乳幼児予防接種において、11種の定期予防接種・2種の任意予防接種があり、いずれも無償となっております。

最近、様々な感染症などがあり、特に小児における急性胃腸炎の主原因であるロタウイルスの感染が危惧されるところであります。

ロタウイルスの予防接種は、初回接種を生後14週6日までに行うことが推奨されておりますが、今後、町の施策として無償の予防接種とする考えがあるか町長にお伺いいたします。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) ロタウイルスの予防接種でございますが、このロタウイルスによる

胃腸炎を予防するものでありますが、このワクチンの接種によって、ロタウイルスに対抗できる、このロタウイルスによる胃腸炎の重症化を防ぐことができるということのようでございます。廣瀬議員が随分勉強されているのに驚いているのですが、まさにそのとおりでございます。このロタウイルスによる胃腸炎は、乳幼児が特にかかりやすく、感染力が強く、5歳までにほとんどのお子さんが一度は経験し、症状は突然の嘔吐・発熱・下痢などを引き起こし、はじめて感染した時に重症化しやすいとこのように言われております。

町では、現在、ロタウイルスの予防接種は、予防接種法に基づかない任意の予防接種であることから、接種を希望する場合の費用は、個人の負担となっております。

お尋ねの予防接種を無償とする考えにつきましては、現在、国の審議会において、ワクチンの効果あるいは副反応などについての課題を整理しているところでございますので、今後の審議の結果を踏まえて、町としての取り扱いを検討していきたいと考えております。

○議長(又地信也君) 8番 廣瀬雅一君。

○8番(廣瀬雅一君) いま町長の答弁により、費用のことということでも出ましたので、予防接種法費用については、予防接種法の「第25条市町村の支弁とする」に基づき当町でも実施しているところだと思います。第26条では、その費用の3分の2は道負担とあります。

財政負担が全くないとは言いませんけれども、このロタウイルス感染事例が近隣市町村でも発生しているというメディア掲載を見ました。様々な基準を経て、予防接種法に基づき順次、取り組むのはわかっているのですけれども、実施がいつになることというのはわかりません。振興計画の第4節にあるように、「安らぎのある家庭・児童・福祉」、基本方針の中に「多様な子育て支援策を推進します」とありますように、小さな命を考えるのであれば町独自の推進も考慮してはと思いますが、いかがですか。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) お尋ねの趣旨はよくわかるのでありますが、現在、国が審議中でございますので、その審議の結果をみて判断をしていきたいと思っております。

当町におきましても、法制化されていない任意の予防接種等は実際にはしておりますので、このロタウイルスについてもできないことはありません。例えば、いまインフルエンザの予防接種を行っておりますが、これは法的根拠に基づいたものではなく、独自のものがございます。なぜやるかということになりますと、感染率が高いとか学級閉鎖になっちゃうとか様々な理由がありますので、社会的影響を考えて予防接種をしておりますが、このロタウイルスも小さな子どもさんがかかる、そして重症化する可能性がありますので、現在、厚生労働省で行っている予防接種ワクチン部会というのがありますので、その結果をみて判断したいと思っております。

○議長(又地信也君) 8番 廣瀬雅一君。

○8番(廣瀬雅一君) いまの答弁を聞きまして、再度検討して進めていくというものだと思いますので、ぜひこの辺は早急に推進するようにお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長(又地信也君) 8番 廣瀬雅一君の一般質問を終了いたします。

次に1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 1番 平野武志です。

今回、一般質問一項目、出させていただきました。朗読いたします。

通学路や町道の安全確保についてでございます。

全国的に、高齢者ドライバーによる交通事故に子どもが巻き込まれる事例が多発しています。児童・生徒はもちろんなのですが、町民の安全対策について下記の項目を伺います。

(1) 最近の事故事例を踏まえ、通学路を含む道路の視察点検は行っているか。(2) 信号機や横断歩道、ガードレールの設置が必要な場所はないか。(3) 免許証の返納を含め、高齢者ドライバーへの注意喚起、安全啓発について町長の考えは。(4) 以前より指摘しています、町内事業者を含む工事関係者に通勤の際に、安全運転に務めるよう要望をしっかりと伝えているか。以上でございます。

○議長(又地信也君) 答弁者が町長と教育長になっております。先に町長より答弁を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) 1番、平野武志議員のお尋ねにお答えいたします。

教育長と連名で質疑がございますが、教育委員会の関係のほうも伺っておりますので、私のほうから答弁をさせていただいて、また必要があれば教育長、あるいは生涯学習課長のほうにご質問をいただければと思います。

はじめに、道路の視察点検でございますが、まず木古内警察署・国・道のそして町の各道路管理者・小中学校や教育委員会等で組織している木古内町通学路安全推進会議において、毎年、通学路の合同点検を実施しております。

この会議は、各関係機関が通学路の危険箇所について、合同で現地確認を行い、情報を共有するとともに、改善に向けた対策を実施することで、児童生徒が安全に通学できる通学路を確保することを目的としております。

また毎日、児童生徒の通学時間を含めて、交通安全指導車による町内全域のパトロールを実施しているほか、毎週定期的に道路パトロールを実施し、道路の安全点検を行っております。

今後につきましても、子ども達や高齢者はもとより、町民の安全確保を第一に、木古内警察署や関係機関・団体と連携を図り、交通事故防止に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、交通安全施設の設置が必要な場所につきましては、信号機と横断歩道は管理者である木古内警察署公安委員会においては、町内では設置がいま必要な箇所はないと判断しております。

また、ガードレールは道路管理者が設置等の判断をしますが、町内では市街地を中心にガードレールの設置は、十分とは言えないと認識をしております。

このため、増加する交差点事故による住民の安全確保の観点から、国・道の道路管理者に対し、設置についての要望をしてまいります。

次に、高齢者ドライバーへの注意喚起・安全啓発につきましては、あらゆる機会を通じて実施をしておりますが、取りわけ、町政広報や防災行政無線の活用、交通安全指導車によるパトロール、春と秋の全国交通安全運動、また安全安心まちづくり住民大会においては、木古内警察署や木古内地区交通安全協会など関係機関・関係団体との連携を図り、また町内会、さらには各種団体の皆様による街頭啓発、これらをとおして高齢者の交通安全意識の向上を図っているところでございます。

また、免許の返納につきましては、返納後のそれぞれの足をどのように確保するかが極め

て重要になってまいります。

現在は、公共交通機関や医療機関の送迎バス、民間のハイヤーの利用などで一定程度の充足はできるものと認識しておりますが、今後も高齢化の進展や交通状況の変化などに十分留意をしつつ、地域の声や必要性を注視してまいりたいと考えております。

一方、政府は現在、高齢者専用の運転免許証の創設を検討しており、75歳以上の高齢者を対象に、自動ブレーキや急発進防止装置など、安全機能付きの車のみ運転ができる限定免許証で、来年の「成長戦略」に盛り込むことで、今月の下旬には決定することで、作業を急いでいるとこのような報道がございましたので、こうした政府の動きにも十分注視してまいりたいと考えております。

次に、工事関係者に対しての安全喚起につきましては、高規格自動車道路の建設、あるいは北海道新幹線の建設など、当町では、20年以上にわたって大型の建設工事や、それらに伴う関連工事が行われてまいりました。

このため町内を通る車両は、大型車を中心に、大変多い時期が続いておりましたので、取りわけ町内で挨拶の機会をいただいた時には、交通安全に十分注意するをお願いを続けております。

また、工事の開始時には安全祈願祭が行われることが多いのですが、ご案内をいただき、挨拶の機会がありますと、工事の安全、一日も早い完成、安全運転の励行、これらについて皆様をお願いをしております。

さらに、町が発注する工事には、町内業者のほか、町外からの業者も多く入札に参加をいたしますので、その機会をとおして、交通事故の現状や、工事中のそしてまた通勤時の交通事故防止について、毎回、お願いをしております。

また、工事等を管轄する建設水道課の担当者を中心に、現場では、現場代理人や直接作業に従事する皆様に、安全運転の励行について、お願いをしております。

こうした、交通安全の啓発活動は、継続することが何よりも大切なことと理解しておりますので、今後につきましてもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長(又地信也君) 1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 大変丁寧な説明、答弁ありがとうございます。時間もたっぷり使っていただきまして、残り半分の時間で再質問させていただきたいと思っております。

いま答弁の中で、「多種多様な団体等々」が出てきたので、ちょっと最初に確認したいと思っておりますけれども、(1)の道路点検については、小中学校関係者、警察等関係者の何と言う団体で合同点検をしているのか、もう一度団体名をちょっと教えてください。

それから、(2)の信号機や横断歩道については、警察の判断のもと聞き取れました。あと、ガードレールが十分でないというのは、どなたの判断なのか。その3団体をもう一度確認をお願いします。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 木古内町通学路安全推進会議の構成員でございますね。構成員につきましては、木古内町通学路安全推進会議。

あとは信号機と横断歩道につきましては、公安委員会が管理者となっておりますので、この判断となります。

また、ガードレールにつきましては、担当のほうの確認と私の。これは誰が判断したかと

いうことは、ガードレールの管理者というのは、それぞれの道路の管理者でございますから、国・道・町ということになります。ここの判断は、直接は国・道は判断していないわけでございます。今回の質問に沿った形で、町のほうで担当のほうの判断を受けて、私のほうで最終的な判断をしておりますが、十分ではないという判断をいたしました。ただ、ここ駅前の交差点なんかあるのですが、除雪をする時に非常に除雪の邪魔になるということで、前回は雪で押されて壊れたりとか、そういったことがありまして、設置には十分その点も配慮をしていかなければならないと思います。ただ、十分かと言われると十分ではないというふうにお答えすることになります。そして、道道でありますとそれは道のほうに申し入れるということになるわけでございます。

○議長(又地信也君) 1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 様々な団体で、町の安全を確認していると。通学路安全運転委員会で点検をされているということなのですけれども、その点検されている結果はどのように報告を受けていらっしゃるでしょうか。

○議長(又地信也君) 教育長。

○教育長(野村広章君) ただいまの通学路安全推進会議の結果については、それぞれの機関、学校に報告し、ホームページでその結果については公表しているところでございます。

○議長(又地信也君) 1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) ホームページ見てくださいじゃなくて、いま伝えてくれたらいいじゃないですか、聞いているんですから。

○議長(又地信也君) 教育長。

○教育長(野村広章君) 合同点検の実施結果。

○議長(又地信也君) 質問の中身は、通学路安全推進会議がありますよということなので、推進会議のほうからどんな報告を受けているかという答弁なんですけど、誰ですか。

教育長。

○教育長(野村広章君) 通学路の合同点検の実施結果につきましては、合同で町内の危険箇所と思われるところを点検をしております。その結果、平成30年度におきましては、6箇所の箇所が危険と思われるというようなどころが出ておりました。道道、そして町道、それと公民館の周辺の道路というようなどころで、危険内容についても報告があり、そしてそれぞれの箇所でどのような改善方策を立てたらいいのかというようなどころで、一覧表にしてその結果として報告をいただいているところでございます。

○議長(又地信也君) 1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) わかりました。それを結果をホームページを見ると、全て詳しく載っているということですね。ちょっと私自身その報告を見ていないものですから、いまの答弁を統括しますと、安全点検はしていますが、まだ不十分な場所が多いと。

あと、信号・横断歩道については、現状必要ない。これは、あくまで公安委員会の見解なのですけれども、やはり町民目線からいくと当然ながら、ここには横断歩道がほしい、信号がほしいよという意見は出ているわけですよ。プラス、ガードレールも十分ではない、じゃあ十分ではないところをいつどのように設置をするのか、あるいは町長言うように除雪の問題もありますから、設置を断念するのか。いつ、どの段階でどのように判断するのか。

なぜこれを今回の質問に盛り込んだかと言いますと、全国的に高齢者ドライバー、ここに

記載してあるとおり、事故が多発しているのですね。この木古内町においても高齢化率が進んで、高齢者のドライバーのかたが大変多いです。その方々がいつどのような事故を起こすかわかりません。もちろん高齢者のみならず、我々世代も若い人も含めてですけれども、その際にいま不十分な場所のまま、事故が起きると大きな事故につながるということです。

不十分だと思っているのであれば、早急に手配するべきだと思うのです。それで、私自身ホームページを見た中で思いあたるのは、かぶる場所もあるかもしれませんが、例えば駅前の交差点です。先日も交差点で信号を無視された車が突っ込んできて、事故があったばかりです。廣瀬議員の質問にもありましたが、ホテルができて駅前の開発が進んで交流人口が増えて、駅前をいままでよりも歩くかたが大変多くなったなど見受けられます。その中で、ガードレールがないんですね。町長おっしゃるとおり、あそこにガードレールを設置するということは、除雪に障害があるということですが、冬期間の間例えば外せるガードレールを設置するとか、予算については当然道に申請するのがいいんでしょうけれども、道で「うん」と言わなければ我が町で自己財源でやることも必要だと思うのです。

それから今後、駅前中央通です。そこが路線の拡張により、進捗していくと思うのですがその際、特にあそこは役場の前、小学校の前と通学路にもなっておりますが、中央通についてはこれから整備される歩道について、ガードレールの設置等は考えているかどうか、あわせてお答えいただきたいと思います。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) まず、ガードレールでございますが、ガードレールはいま議員のお尋ねにありましたように、特に駅前の交差点が一番必要性があるのではないかと私自身が判断いたしました。これは道道でございますので、道に要請をするということにしております。

また、信号機あるいは横断歩道、これは公安委員会の判断でございますが、いま傾向としては信号機はいくつでもなくしていこうとこういう公安委員会の方向がありますので、町のほうにも必要のない信号機があったら、それは教えてほしいと調査をしたいとこのようなことを言われておまして、増やすという発想がなくなっているという現実がございます。

次に、中央通につきましては、本年度スタートで5か年計画で、この役場の前です。この道路の整備を行うこととなります。街路事業ですから道路の幅が9m、両サイドの歩道が4.5、4.5mで、全てで18mの幅の道路ということとなります。現在、図面を引いていると伺っておりますので、その図面が出てくるとどこにどういうものがと。ただ、街路事業でございますから、街路、木を植えるということが中心となりますので、ガードレールについては、この図面を見た上で判断したいと思っております。

○議長(又地信也君) 1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) もう時間がないようですので、このあとの鈴木議員、相澤議員が同様の趣旨の質問なのでちょっと託したいと思っておりますけれども、最後に1点だけ。

高齢者の返納については、これまでと変わらない啓発をというような答弁しかなかったのですが、現在の返納率、75歳以上のかたの返納率、我が町の返納率をご存じでしょうか。わかっていたらパーセンテージを教えてくださいたいと思います。

○議長(又地信也君) まちづくり新幹線課長。

○まちづくり新幹線課長(木村春樹君) 木古内自動車学校閉校に関わって、様々な資料をまちづくり新幹線課のほうで収集しておりますので、私のほうから答弁させていただきます。

17人という数字については、おおよそ4.8%となっています。17人返納しておりますので、おおよそ4.8%となっています。以上です。

○議長(又地信也君) 以上で、1番 平野武志君の一般質問を終了いたします。

次に3番 鈴木慎也君。

○3番(鈴木慎也君) 3番 鈴木慎也でございます。

本日、一項目の質問をさせていただきます。

1. 町民の安心安全な環境整備についてでございます。

内容が、先ほど平野議員と同様の内容を含む場合もありますが、繰り返しにならないように、一般質問のほう心がけてまいりますので、よろしく願いいたします。

全国的に、交通事故や事件が多発し、尊い命が危険にさらされております。

川崎市では、安全なはずの通学バスの盲点、乗車待合場所にて児童など19人が死傷した事件。大津市では、園児らの列に車が突っ込み、16人が死傷した事件が発生しています。

未来を担う子どもや高齢者、そして全ての住民の生命を守り、安心安全な町をつくるのが極めて重要でございます。

我が町は、交通事故死ゼロ2,000日を達成しており、交通安全啓発運動をはじめ、官民一体で交通事故死撲滅に取り組んでまいりました。関係者各位には心から敬意を表するとともに、益々の安心・安全を心より願うところであります。私自身、平成30年第2回定例会において、防犯カメラ設置と条例制定について質問いたしました。

また、平成29年第3回定例会では、函館江差自動車道木古内IC開通による交通量増加に伴う環境整備について、登下校時の子ども達の安全を向上させたい旨の質問をいたしました。

町民皆様の安心・安全な環境をさらに整えたい、その切なる想いで年に一度、関連の一般質問をさせていただいている次第でございます。

現状を認識した上で、以下の2点について、我が町の政策として取り組むことを強く望みます。

(1) ソフト面では年に一度、道路の安全点検を行っていることは認識しておりますが、小中学校の通学路、保育園児や高齢者のお散歩ルートに関し、役場の各課・関係者各位による安全点検・検証をいま一度、実施すべきと考えますがいかがでしょうか。また、安全対策の基準とは何に基づいているのかお尋ねいたします。

(2) ハード面では、(1)の点検・検証の結果により、さらなる安全対策が必要と判断された場合、ガードレール等の防護柵や啓発看板及び防犯カメラ等、必要な安全確保の対策を実行する考えはあるかお尋ねいたします。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 3番、鈴木慎也議員のお尋ねにお答えをいたします。

こちらも教育長と連名で質問の要請がございますが、私のほうからお答えをいたしまして、必要のある場合には、教育長のほうにお願いしたいと思っております。

現在、教育委員会では、木古内警察署、各道路管理者、小中学校や町の関係機関で構成する木古内町通学路安全推進会議を設置し、年に1回程度、通学路の合同点検を行っております。

この会議は、各関係機関が通学路の危険箇所について、合同で現地確認を行い、情報を共有するとともに、改善に向けた対策を実施することで、児童生徒が安全に通学できる、通学

路を確保することを目的としております。

また、毎日児童生徒の通学時間を含めて、交通安全指導車による町内全域のパトロールを実施しているほか、週1回の道路パトロールで、道路の安全点検を行っております。

なお、通学路の安全対策の基準につきましては、木古内町通学路交通安全プログラムに基づいた対応をして、実施をいたしております。

保育園の対応につきましては、滋賀県大津市での事故発生以降、内閣府より町に「保育所等での、保育における安全管理の徹底について」という事務連絡が入り、各保育園にその旨を通知しているところでございます。

また、町といたしましては、各保育園から散歩する場合の体制、コース、緊急時の対応について聞き取りを行っております。

保育園では、安全対策の基準に明確なものはありませんでしたので、今後、保育指針に沿った安全管理を行っていくように努めてまいりたいと思っております。

さらに、安全対策が必要と判断した場合には、各関係機関とその対策について十分な協議をし、早急に対策を施せるよう、積極的に講じていきたいと考えております。同時に国道、道道につきましては、歩行者の安全を確保するための最善な対策が行われるよう、道路管理者に対してしっかりと要請を続けてまいりたいと考えております。

○議長(又地信也君) 3番 鈴木慎也君。

○3番(鈴木慎也君) 町長からご答弁いただきました。年に一度いま我が町でやっていますのは、小中学校を対象にした通学路の交通安全プログラムということの説明をご答弁いただきました。安全対策の基準もそちらのほうで示しているということなのですけれども、私の質問の意味は、通学路のみならず木古内町全域においてというもうちょっとハードルを一つ上げていただきたいなといったところに私の真意はございます。通学路の安全プログラムの点検実施結果、先ほど平野議員からもありましたけれども、平成30年度で言いますと6件、結果で危険箇所ありますよと。だいたい、ほぼ除雪関係の内容だけなのですよ。やはり点検も冬だけではなくて、雪がない時期にもう一度しっかりとすべきだなと思っておりますので、いままでの通学路の交通安全プログラムはプログラムとして、それとは別にまた構成員を構成して、全域において取り組んでいただきたい、点検をしてほしいという思いがあるのですよね。

それで、例えばなんですけれども、通学路の交通安全プログラムのメンバーの中に、産経とまち課は入っていないのですよね。きょうの一般質問の流れも見ましても、廣瀬議員、平野議員から道の駅、そしてホテルができました、交流人口も多くなっています。ということは、皆さんもちろん承知の事実で、とても嬉しいことだと思っております。ということは、観光客のお客様が車で来られるということですね。ということですので、観光客の目線になった部分で、安全の点検と検証を行っていただきたい。それを産経には地元の観光目線で、まち課には広域観光ですから、幅広い視野で我が町に入ってくるところからしっかりと見てほしい、そういう思いがあります。

あと、先ほど町長の答弁の中で、保育園のほうもお散歩道確認しましたよとご答弁ありましたけれども、例えばですがこれも町内での工事、あと町内近郊での工事等あった場合、そういった情報を例えば保育園などに共有できているのでしょうかというのも確認したいです。おそらく保育園側としても安全に配慮をして、お散歩コースを適切に選んでされている

と思うのですけれども、やはり行政と比べると情報の収集能力も違いますし、その辺の連携をされているのかどうかというのを質問いたします。

②のハードの面です。町長自ら十分ではないという認識を持っていただいていることに関しては、私もホッといたしました。町長自らがそう思っただけということとは、今後、何らかの施策として取り組んでいただけるんだろうと思っております。

一つ、いまの現状について確認させてください。

函館側からバイパス通の入り口に紅白のいわゆるパイプタイプのガードレールが3箇所、計7台付いているのですけれども、かなり老朽化が進んで変形しているのですよね。おそらくこちらは、町で付けたものではなくて、道でおそらく付けたものだと思うのですけれども、このまま老朽化が進んでいるのですけれども、このままでよろしいのでしょうかという質問です。

あと2点目が、我が町で設置したガードレール、また車止め等は、現状ではゼロ台とないという認識でよろしいのでしょうか。その確認でございます。おそらく道で入れたものが先ほど私が言ったバイパスの部分と、あと木古内川を渡った交差点の海側に2台ガードレールが付いているのですよ。それもいろいろ道との絡みで設置した経緯というのは、確認しておるのですよね。町道ではあるが、道で設置をしていただいたという経緯も聞いているのですけれども、ちょっとその辺りの全部引くくめて、我が町で設置したものは本当にないのかどうかというのを確認したいです。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 多岐にわたっておりますので、会議の関係は教育委員会、それからバイパスの縁石の老朽化は建設水道課、観光の関係では産業経済課、まちづくり新幹線課などからお答えをいたします。

私のほうからは、保育園に限定しないで、もっと町全体の交通安全をというお尋ねだったかと思いますが、先ほどお答えいたしましたように、毎日のことではございますが、児童生徒が通学をする時間を含めまして、交通安全指導者による全町のパトロールというのは、毎日実施をしておりますし、週1回の割合で道路のパトロールを行い、安全の点検を行っているということでございますので、これはこれからも継続してまいりたいと思います。

また、保育園の子ども達、保育園に対して近隣の建設工事の連絡をしているかというお尋ねでございますが、これは保育園の園児は建設車両だけが危険なわけではなくて、全ての車両が危険でありますから、コースを作る時にそのような車両が近づかないようなそのようなコースを作っていかなければならないと思いますので、これも保育園と協議をしながら、安全な保育園の子ども達が通れるルートを作っていきたいと思っております。私からは以上でございます。

○議長(又地信也君) 建設水道課長。

○建設水道課長(構口 学君) 私のほうからは、まずいま町長のほうの答弁でもございましたが、町内の工事の周りのかた情報共有もしてはいかがかということにつきましてでございますが、まずこれに関しましては、近隣の住民の皆様に関しまして、工事内容等の説明をしながらチラシ等を配る場合もございます。そういった説明で、情報共有ということではございます。

続きまして、中央通のこれから函館側のバイパスの国道との交差点にあります、赤白のガ

ードパイプについてでございます。これに関しましては、私も土木のほうの担当をしておりました時に、一度交換のほうをしていただいたことがございます。

現状、除雪等で変形している事実はございますので、これに関しましては道路管理者である北海道のほうに、今後の修繕等も含めてできないかということで、要請していきたいと思っております。

最後に、町のほうのガードレールの設置はしていないということだということでございますが、まずガードレールというものの定義ということで、まず防護柵というものがこのガードレールというものに含まれます。一般的にガードレールというものは皆さんご存じのように、白の横の部分でいっていると思うのですが、これの設置を防護柵を町のほうでしていないということは、これは町のほうでは特にしておりません。ただ、国道・道道に関しましては、これについて交差点というのは上位の道路管理者が行うもので、それと合同に協議をして設置するしないを決めております。以上です。

○議長(又地信也君) 教育長。

○教育長(野村広章君) 質問の夏の点検について、それと町全体の点検をする場合に、構成員を増やした形でできないのかというようなご質問だと思います。

夏の点検につきましては今年度、実施する予定になっております。毎年、小学校・中学校と教育委員会で夏の点検はしているところでございますけれども、全体の通学路安全推進会議は開いてはおりません。鈴木議員のご指摘のように、冬期間の通学路というような部分の確認をしております。

もう1点の構成員の関係でございますけれども、これ通学路安全推進会議を増幅した形というのは、ちょっとこれは目的に無理があるろうというふうに私は思っております。したがって、町と検討しながら全体を見渡せるような体制を作る、あるいはそういうような対策の会議を講ずるといふようなことが必要じゃないのかなというふうに思っております。

○議長(又地信也君) 3番 鈴木慎也君。

○3番(鈴木慎也君) 時間がない中、多岐にわたり明確な答弁いただきました。ありがとうございます。

今回の一般質問でわかったことは、町長をはじめ各担当課がやはりより安心安全の確保のためにやっていきたいと。私は、そういうつもりで質問をして、その気持ちが答弁の中で伝わってきたなという思いでございます。

やはり私、今回の質問をなぜしたかということ、町内全域において保育園・小中学校の親御さんや、高齢者のかたの安全確保に関する多くの声が今回あったと。そういったことで、取り組んでいただけないかと、そういう思いで質問させていただきました。予算も人員も限られる我が町でございますが、みんなで力をあわせて知恵を出しあって、一人の被害者も出さない、一人の加害者も出さないような町だということを未来ある子ども達と高齢者全ての町民のために取り組んでいただくことを期待いたしまして、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長(又地信也君) 3番 鈴木慎也君の一般質問を終了いたします。

次に7番 相澤 巧君。

○7番(相澤 巧君) 7番 相澤 巧です。

一般質問させていただきます。

高齢の方々の移動対策についてです。

近年、高齢者の方々の自動車運転免許証の返納について、様々な報道がされております。

さらに、高齢者の過失等による重大な交通事故が続けざまに起き、この問題に拍車をかける状態になっております。

車を使用しているかたにとって運転は生活の一部となっている一方で、病気や運転技術の低下に気づかずに運転を続けている実態もあることから、運転免許証の返納には、本人を含めてその家族も大変悩まれると聞いているところです。大きな街では商店街や道路、鉄道、バスなど交通網などが整っているでしょうが、当町のような小さな町では、これらが十分とは言える状況にありません。

先日、木古内自動車学校が閉校となり、高齢者講習を受講するため、函館市まで行かなければなりません。時間的、身体的負担は相当増えることから、これをきっかけに免許証の返納が進むものと思われまます。

返納したかたの生活は激変すると思います。用事や買い物などの際は、身内のかたが近くにおられれば良いのですけれども、いさりび鉄道、函館バスは本数も少なく利便性が高いとは言えません。

そこで一つ目、いさりび鉄道や函館バスに増便の要望など考えておられますでしょうか。

二つ目、町で何か支援策など考えておられますでしょうか。以上について、町長の見解を伺います。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 7番、相澤 巧議員のお尋ねにお答えをいたします。

高齢者の移動対策につきましては、当町では、公共交通機関として、JRから移管された道南いさりび鉄道が9往復、函館バスが木古内－函館間を6往復、木古内－江差間を6往復、木古内－知内間を13往復しているとともに、町内には民間のハイヤー会社もあり、交通手段は比較的充足していると認識しております。

また、医療機関送迎バスにつきましても、上下便5便運行しており、通院の足は一定程度確保していると考えております。

一方で、函館バスについては、釜谷方面から本町方面にかけての便が午前中にないということや、鉄道利用については、駅までの距離が遠いといった状況がございます。

したがいまして、ほかの市町村における地域公共交通の状況も踏まえながら、自動車運転免許証を返納された高齢者の方々を含めた地域の声にしっかりと耳を傾け、課題があれば解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

お尋ねの、いさりび鉄道や函館バスに対する増便の要望につきましては、両者ともに経営状況が厳しいこういった事業者でありますので、増便による協議につきましては、当町のみにとどまらず、かなりのほかの自治体を含めた調整をしていくことが必要になってくると思っておりますが、より利用しやすいダイヤへの改正要望とともに、地域の声を留意し、必要があれば対応していきたいと考えております。

また、町の支援策につきましては、免許証返納者への直接の支援は現在しておりませんし、現時点において考えもございません。今後とも、地域公共交通を守るために、道南いさりび鉄道や函館バスへの支援を継続するとともに、町内ハイヤー会社については、中小企業・小規模企業経営改善等支援事業などをおして、支援をしてまいりたいと考えております。

○議長(又地信也君) 7番 相澤 巧君。

○7番(相澤 巧君) 町長のご返答いただきました。しかし、かなり消極的なものと考えておるところです。当町では、昨年12月に交通死亡事故ゼロ、2,000日を超えているというところもあります。これをさらに続けていかなければならないと私は思っておりますが、それに関しても高齢者のかたの返納についてなのですが、全道各地でいろいろな施策を考えられて実際、実施されているところがあります。ある町では、運転経歴証明書交付手数料これについての助成等をやっているとか、また免許証を返納した人に関して、ハイヤー券を交付しているところもあると、助成しているところもあるという形で、いろいろ対策を取っておられる町がたくさんあります。確かに当町の実際に財政規模小さいですけれども、何とかその辺を工夫してできるものではないかなと私は思います。実際に地域から本町方面へ出てくるにしても、とにかく不便だという話が特に多く聞かれますので、その辺も含めて改めて答弁お願いいたします。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 確かに、ご自身で車を持って運転をされているそういったかたにとっては、車がなくなるということは大変不便になるとこれはよくわかります。相澤議員のお住まいになっている新道地区から駅前に出てくるというのも車があればすぐなのですが、そうでなくなった場合には、バスを待たなければならない。バスがじゃあ頻繁に来るかというところと都会のように来ないと。こうなりますとやはり、不便だという言葉になるかと思えます。

タクシーだとお金がかかるということもあります。しかし、車が社会になってしまったからこういう現象になっているのですけれども、かと言って車の時代がなくなるわけではないので、何とかしなければなりません。こういうことでございますが、何とかかなるでしょうと。

お金をかければ何でもなります。確かにおっしゃるとおり、何とかかなると思えます。

ただ、いま当町においては、ほかの自治体を見ますと本当に当町のように交通網がある程度しっかりしているところがない地域もたくさんあります。そこにおいては、免許の返納をされたかたに対してタクシーチケット券を渡すとか、またあるいはバス、あるいは電車に乗るチケットをお渡しするとか、そんなことはしているようでございます。それも一つではないかと思えますが、その中で先ほどお尋ねがあった時にお知らせしましたように、いま国で先ほどのお話ちょっとしていたのですが、高齢者のかたに専用の免許証とこういったことをいま国が考えておまして、来年の成長戦略に盛り込むために、6月までに応えを出そうということでございますので、これも注視したいと思っております。どういうふうな形になるかわかりませんが、いまあえて返納されたかたに対する支援はしないということの一つあります。そして、この政府の動きにも注視していくということでございます。

○議長(又地信也君) 7番 相澤 巧君。

○7番(相澤 巧君) 政府のほうで限定免許の考え方をいま検討しているということでもあります。ただそれを待っていて実際に良いのかどうかということもあります。

安全のほうの考え方からいけば、返納の運転経歴証明書の助成ですか、取得の助成、これについてはそんなお金かかるものでもございませぬ。聞いてみましたところ、費用全体で2,000円くらいということですが、そのくらいのところもございませぬ。その辺は助成を考えてもよろしいのではないかなと思えます。

それから、町議会でもいろいろ先に議論されておりますが、デマンドバスなどの提案もさ

れております。これに関してもかなり消極的になられております。確かに公共交通、函館バスなり、いさりび鉄道あることはあるのですけれども、やはりどうみても高齢者にとっては、使いにくいのですよね。良い時間に来なかったり、それから停留所まで行くにしても遠いと。

先ほど私の地域のこと話しておりましたが、確かにバスは通っています。ただ、数本です。

買い物に行って帰ってくるまでに結構な時間かかります。バスに乗る時間はほんの少しですけれども、時間かかります。そこを歩いて行くといえは30分も40分かかるとい形です。

そういうふうなところからも考えて、もうちょっと高齢者のかたのことを考えてやってもいいかなと思うのです。デマンドバスだけでなく、医療の送迎バスについては、これ普通のかたは使えません。それから、スクールバスはあるわけですけれども、これも普通のかたは使えません。それから、社会福祉協議会には申請すれば買い物に連れて行ってくれる車はあるということは聞いていますが、これも要支援なり要介護なりとってなければ使えないという扱いかと私は考えております。それらからいけば、元気な高齢者というかそういう方々が使える交通部分ですか、何もないということなのですよ。なんか少し考えてやらなきゃと私は考えているところです。やはり高齢者に優しい町というところで考えて、ぜひいつていただきたいと思うのですが、もう一度。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 公共交通を使うかたは、車の免許証を返上したかたと、かつてから車を使っていないかたの2種類に分けられると思いますが、意外と車を最初から持っていないかたは、バスを上手に使ったり、あるいは歩くということに力点を置いて生活されているかたは結構いらっしゃるのですね。このかたは、あまり不便だとはおっしゃられていない。ただ、持っていた車を持っていたかたが、車がなくなった途端生活ができなくなると。これは私も自分の親で経験しています。本当に免許証返上すると言った時に、すぐ車を親戚のところを持って行っちゃいましたけれども、これで生活のリズムがガラッと変わって、バスに乗る。函館までのバスはトイレがない。トイレがないからバスに乗る時は水を控えるなど非常にいままでポーンと出れたのが時間に今度は拘束されるという大変不便な生活だということを感じていました。ですから、おそらく免許を返納されたかたが不便になるだろうと。じゃあそのかたにタクシー券を渡したりなんかして、どれだけ渡せば済むのとそんなことも考えなきゃならないので、それはいずれ考える機会が出てくると思います。いまは、支払はしませんけれども、そういったかたに対する支援はしませんけれども、これからの政府の見解こういったものを注視して、その時点で協議をする必要性が出てきた場合には、協議をしていきたいということになるかと思えます。

○議長(又地信也君) 7番 相澤 巧君。

○7番(相澤 巧君) こういうことに関しては、やはり先から検討しておくのが筋かと思えます。ぜひ良いほうに向かうように高齢者のかたの安心安全ですか、これら考えていただきたいと思えます。以上、今回の一般質問終わります。よろしくお願ひします。

○議長(又地信也君) 以上をもちまして、一般質問を終了いたします。

報告第1号 平成30年度木古内町一般会計歳出予算の繰越明許費について

○議長(又地信也君) 日程第8 報告第1号 平成30年度木古内町一般会計歳出予算の繰越明許費についてを議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長(大野 泰君) ただいま上程となりました、報告第1号 平成30年度木古内町一般会計歳出予算の繰越明許費について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第213条の規定により、繰り越しされた平成30年度木古内町一般会計歳出予算について、同法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告いたします。

次のページに、平成30年度繰越明許費繰越計算書を添付しておりますので、ご説明いたします。

2款 総務費、事業名 人事・給与システム更新事業で312万3,000円は、会計年度任用職員対応など、新たなシステム改修を繰り越すものです。

6款 農林水産業費、事業名 農業競争力強化基盤整備事業で960万円は、平成30年度国の補正予算追加に係る農業競争力強化基盤整備事業分担金を繰り越すものです。

事業名 畜舎増棟事業で31万7,000円は、当町の農業者1名があか毛和牛協会の助成制度を活用し、畜舎1棟を増棟するための補助金を繰り越すものです。

10款 教育費は、事業名 中央公民館改修事業及びスポーツセンター改修事業で、それぞれ2億2,789万円、7,011万円を繰り越すものです。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 報告内容の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、以上で報告を終了いたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長(又地信也君) 日程第9 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長(大野 泰君) ただいま上程となりました、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年度木古内町一般会計補正予算(第2号)の専決処分を行い、歳入歳出予算にそれぞれに45万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を44億6,280万5,000円とするものです。

補正の内容は、町内札苅地区に漂着した朝鮮半島からのものと推測される漂流木造船内で発見された遺体について、本籍等不明の行旅死亡人として、発見された市町村で行旅病人及

び行旅死亡人取扱法に従い対応することとなったため、官報公告掲載料及び葬祭業務委託料の追加補正です。

それでは、歳出の詳細についてご説明いたします。

7ページをお開き願います。

3款 民生費、1項 社会福祉費、1目 社会福祉総務費、12節 役務費 3万6,000円は、行旅死亡人の取り扱いと同じく、官報に死亡人の状況を公告するための、2遺体分の費用です。

13節 委託料 41万5,000円は、葬祭委託料で、祭壇装飾や火葬料金の2遺体分の費用です。

次に、歳入についてご説明いたします。

6ページをお開き願います。

18款 繰入金、1項 基金繰入金、1目・1節 財政調整基金繰入金 5万5,000円は、このたびの補正に係る財源調整です。

20款 諸収入、5項・1目・3節 雑入 39万6,000円は、行旅死亡人取扱費用と同様に葬祭費の上限額及び官報公告掲載料が、北海道から交付されることとなったため雑入で受け入れるものです。

議案説明資料 資料番号1の最終22ページをお開き願います。

こちらに、葬祭費等の費用の内訳及び北海道から交付される取扱費用の内訳を記載しておりますので、ご参照願います。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、以上で質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午前11時59分
再開 午後 1時00分

議案第3号 木古内町森林環境譲与税基金条例制定について
議案第1号 平成31年度木古内町一般会計補正予算(第3号)

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第10、議案第3号ほか1件は、関連がありますので一括議題といたします。

一括議題の議案については、議会事務局長から朗読をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長(福田伸一君) それでは、朗読いたします。

日程第10 議案第3号 木古内町森林環境譲与税基金条例制定について、日程第11 議案第1号 平成31年度木古内町一般会計補正予算(第3号)。以上でございます。

○議長(又地信也君) 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま一括上程となりました、議案第3号 木古内町森林環境譲与税基金条例の制定について、議案第1号 平成31年度木古内町一般会計補正予算(第3号)、この2件について、提案理由の説明を申し上げます。

私からは議案第3号、その後、副町長から議案第1号の説明をいたします。

議案第3号につきまして、このたびの条例制定につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、国から当町に譲与される森林環境譲与税を財源に充てるため、木古内町森林環境譲与税基金を造成するものでございます。

制定内容等詳細につきましては、産業経済課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

副町長に代わります。

○議長(又地信也君) 副町長。

○副町長(大野 泰君) ただいま一括上程となりました、議案第1号 平成31年度木古内町一般会計補正予算(第3号)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 5,151万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を45億1,431万8,000円とするものです。

補正の主な内容ですが、3款 民生費は、地域人権啓発活動活性化事業委託金の財源振り替えと、子ども子育て支援無償化対応システム導入費用の補正です。

4款 衛生費は、2018年7月以降、30歳代から50歳代の男性を中心に風しんの患者が増加していることを受け、これまで公的な予防接種を受ける機会がなかった世代に対し、風しんの追加的対策費用、及び生ごみ堆肥化容器等購入補助金の補正です。

6款 農林水産業費は、森林環境譲与税基金の積立、この譲与税を財源とした、私有林等整備事業、及び薬師山・萩山遊歩道整備工事等の補正です。

7款 商工費は、プレミアム付き商品券事業、及び木古内町中小企業・小規模企業経営改善等支援事業補助金の補正です。

9款 消防費は、非常用発電機購入費用の補正です。

10款 教育費は、芸術鑑賞事業の補正です。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願い

いたします。

○議長(又地信也君) 詳細説明をお願いいたします。

議案第3号 木古内町森林環境譲与税基金条例制定については、産業経済課長。

○産業経済課長(片桐一路君) それでは、議案第3号について、木古内町森林環境譲与税基金条例について、説明をさせていただきます。

本条例については、令和元年度から交付されます、森林環境譲与税を積み立てするために基金条例を設置するものでございます。

第1条の設置については、木古内町における、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進及び普及啓発等の森林整備、並びにその促進に要する経費の財源に充てるため、木古内町森林環境譲与税基金を設置するとしております。

第2条は、積立額に関する条項で、国から木古内町に譲与される森林環境譲与税の額に基づき、予算において定める額としております。

第3条は、基金の使用に関する条項、第4条は基金の管理に関する条項となっており、第5条で、運用益金の処理、第6条は繰替運用の規定、第7条は委任規定を定めております。

なお、附則としてこの条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で、提案理由の説明を終わりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 次に、議案第1号についての詳細説明をお願いいたします。

総務課長。

○総務課長(若山 忍君) それでは、私のほうから議案第1号の詳細につきまして、ご説明いたします。

はじめに、歳出より説明を行います。

9ページをお開き願います。

3款 民生費、1項 社会福祉費、8目 住民運動費は、歳入でご説明いたしますが、国庫委託金と道委託金の財源振り替えを行うものです。

続いて、10ページをお開き願います。

2項 児童福祉費、1目 児童福祉総務費、13節 委託料 579万2,000円の追加ですが、本年10月1日から幼児教育・保育の無償化が実施されます。

これにより、広く国民が利用している幼稚園・保育所・認定子ども園及び地域型保育等を利用する3歳から5歳までの子ども達の利用料、及び住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子ども達の利用料が無償化されます。

幼児教育・保育の無償化に対応するためのシステム導入費用の補正を行うものです。

詳細につきましては、資料番号1 議案説明資料の1ページをご参照願います。

続きまして、11ページをお開き願います。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、2目 予防費、11節 需用費から13節 委託料あわせて186万8,000円は、提案理由でもふれましたけれども、2018年7月以降、30代から50代の男性を中心に風しんの患者数が増加していることを受け、これまでの公的な予防接種を受ける機会がなかった世代、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性に対しまして、風しんの追加的対策として抗体検査を実施し、抗体が陰性のかたを対象に風しんの予防接種を行い、風しんの発生及びまん延を予防することを目的とした事業に要する費用の補正となっております。

資料の2ページをお開き願います。

こちらに、対象者、実施期間、実施方法等を記載しておりますが、今年度は昭和47年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性に対し、実施を予定しております。

次に、12ページをお開き願います。

2項 清掃費、1目 清掃総務費、19節 負担金補助及び交付金 5万6,000円の追加は、生ごみ堆肥化容器購入補助金の追加で、今年度は既に4台の申請があり、今後の申請に対応するための追加補正となっております。

次に、13ページをお開き願います。

6款 農林水産業費、2項 林業費、2目 林業振興費、9節 旅費 41万2,000円は、森林環境譲与税を活用して、森林所有者に対し伐採や造林などによる適切な森林整備を促す意向調査の実施や森林環境譲与税の説明会への参加のための職員旅費の補正となっております。

19節 負担金補助及び交付金 450万円は、私有林等整備事業に対する補助金の補正で、森林の有する多面的機能の維持・増進を図ることを目的に森林環境譲与税を活用し展開するものです。

25節 積立金 887万4,000円は、先ほど提案いたしました、木古内町森林環境譲与税基金条例に係る積立金です。

3目 町有林管理費、13節 委託料 31万円の追加は、萩山展望台からの眺望確保のための択伐業務委託料の補正です。

資料の3ページをお開き願います。

こちらに択伐する位置図等を記載しておりますので、ご参照願います。

15節 工事請負費 350万円の補正は、薬師山・萩山遊歩道整備工事で、たかとり球場からの入口60段の階段補修工事を行うものです。

資料の4ページに、位置図・事業内容等を記載しておりますのでご参照願います。

次に、14ページをお開き願います。

7款・1項 商工費、2目 商工振興費、3節 職員手当等から19節 負担金補助及び交付金のうち、プレミアム付き商品券補助金 691万5,000円までのあわせまして、977万8,000円の補正は、本年10月から施行予定の消費税・地方消費税引き上げによる影響を緩和することを目的に実施する低所得者・子育て世帯主向けのプレミアム付き商品券事業に伴う職員の時間外手当、消耗品費等、郵便料、システム導入費用及び商品券補助金の追加補正です。

資料の5ページから7ページに、事業の内容等を記載しておりますのでご参照願います。

同じく、19節 負担金補助及び交付金のうち、中小企業・小規模企業経営改善等支援事業補助金 1,500万円の追加は、木古内町中小企業・小規模企業振興基本条例第10条に基づき、企業の成長発展及び事業の継続的発展並びに地域経済の活性化を図るため、支援補助金として追加補正するものです。

資料の8ページをお開き願います。

今年度の予算額 3,000万円に対しまして、既に2,227万4,000円の補助を行っており、次回の審査会では、857万円の補助金額が予定されています。不足する84万4,000円に加え、今後の申請にも遅滞なく対応するため、1,500万円の追加をお願いするものです。

続きまして、15ページをお開き願います。

9款・1項 消防費、2目 災害対策費、18節 備品購入費 105万1,000円の追加は、公益

社団法人、北海道市町村振興協会設立40周年特別支援事業として、市町村防災・減災対策事業推進交付金が交付されることに伴い、非常用発電機を購入するものです。

資料の10ページをお開き願います。

こちらに、発電機の諸元等を記載しておりますが、従前のガソリン発電機に加え、必要燃料の分散化を図るため、プロパンガスを燃料とした発電機を今年度当初予算の42万2,000円と今回補正の105万1,000円あわせて、147万3,000円で4台購入するものです。設置場所は、鶴岡農村センター、新道会館、太平団地集会所、太平会館を予定しております。

次に、16ページをお開き願います。

10款 教育費、4項 社会教育費、1目 社会教育総務費 37万2,000円の追加は、当町が今年度の北海道文化財団「北のアーティスト育成事業」の実施市町村に選定されることとなったため、必要経費を追加補正するものです。

資料前後して申し訳ありません、9ページになりますが、こちら事業の概要を記載していますので、ご参照願います。

開催につきましては、10月20日を予定しておりまして、公民館改修工事後のリニューアルイベントして行うものです。

次に、歳入について説明させていただきます。

6ページをお開き願います。

2款 地方譲与税、3項・1目・1節 森林環境譲与税 887万4,000円は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴う補正で、この額については私有林人工林面積・林業就業者数割・人口割により試算されています。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、3目 衛生費補助金、2節 保健衛生費補助金 81万6,000円の追加は、歳出で説明しました、風しんの追加的対策に伴う補助金で、抗体検査に要する費用のうち、システム改修は10分の10、抗体検査に要する費用の2分の1が国庫補助されるものです。

6目・1節 商工費補助金 977万8,000円は、プレミアム付き商品券事業の補助金で事業の全額が補助されます。

3項 国庫委託金、1目・1節 総務費委託金 65万円の減額と次の7ページ、15款 道支出金、3項 道委託金、1目・1節 総務費委託金 65万円の追加は、地域人権啓発活動活性化事業の委託金で、当初は国の委託事業として実施する予定でしたが、道の委託事業となったため、財源を振り替えるものです。

7ページの上のほうに戻りまして、2項 道補助金、2目 民生費補助金、7節 児童福祉費補助金 579万2,000円は、子ども・子育て支援事業費補助金で、歳出で説明をしました幼児教育・保育の無償化に対応するためのシステム導入費用に伴う補正で、こちらも全額が補助されます。

16款 財産収入、2項 財産売払収入、2目・1節 生産物売払収入 29万8,000円は、択伐事業による売り払い収入として見込んでおります。

18款 繰入金、1項 基金繰入金、1目・1節 財政調整基金繰入金 107万円の追加は、このたびの補正に伴う財源調整です。

6目・1節 中小企業・小規模企業経営改善等支援基金繰入金 1,500万円は、歳出で説明しました、今後予定される企業支援補助金の財源をこの基金から繰り入れるものです。

次に、8ページをお開き願います。

7目・1節 森林環境譲与税繰入金 841万2,000円は、森林環境譲与税に関する事業に充当するための繰入金です。

20款 諸収入、5項・1目・3節 雑入 147万3,000円の追加は、歳出で説明をしました、北海道市町村振興協会設立40周年特別支援事業の木古内町への交付額を追加補正するものです。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、条例と補正予算に分けて質疑を行います。

先に、条例について質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、次に補正予算について質疑を行います。

質疑ございませんか。

9番 竹田 努君。

○9番(竹田 努君) 歳出の13ページの町有林管理費で委託料、択伐の経費 31万円計上していますけれども、ただ、いま説明受けてこの資料の3ページ。これを見ますと、ここの萩山の四阿からの展望を良くするというたぶんその択伐だろうと思うのですけれども、この場合に例えば町有林37林班の215、それから37の205、ここも必要でないのかなっていうふうに思うのですけれども。ただ、どこが保安林指定になっている場所なのかわからないものですから、ただ安易に択伐どうこうというふうにはできないと思うのですけれども、例えば保安林と言えども保安林改良とも事業としてできますので、せっかくこの37の215、ここの択伐だけで展望が切り開けるのかというのが例えば、四阿から真っ直ぐグラウンドのほうに下ろした場合、37の205も関連してくるのかなっていう。ただ、現地に行ってもここの215がどこが小班の境界なのかちょっとわからなくて、その辺はたぶん原課のほうでは現地の中で、215の小班の択伐をやれば展望が切り開けるということでたぶん判断したんだろうと思うのですけれども、私はもう少し205も関連してくるのかなって、現地に行った中でそう思ったものですから、その辺大丈夫なのかどうなのかっていう部分。

それと、次のページ14ページの商工費の負担金の中で、中小企業・小規模企業経営改善の支援事業の補正であります。これ資料を見ますと、大変中小企業・商工会関係の皆さんには、大変評判のいい事業だなっているのはわかります。初年度で約5,000万円、1億5,000万円の原資の中で、約初年度で3分の1消化したっていうそれだけ人気のある事業だろうというふうに思います。

そして、今年度も今後の予想含めて1,500万円の4,500万円、それでも基金の残が5,700万円しかなくなってしまった。1億5,000万円のこの基金を創設する時点でも5か年の事業として、1年に3,000万円くらいの予定の中で、この基金運用するんだっていうことだったのですけれども、もう既に5,000万円しか残がなくなった。そうすれば、以前に確認した時点では、1億5,000万円の原資がなくなり次第、この事業は終息するっていうそういうやり取りをしましたけれどもただ、いま2か年の経過を見る中で、先取り早い者勝ちみたいな感じになってしまっているってのが実態なのですよね。例えば、事業の資金に余裕あるところは、もう早くやろうっていうことでどんどんどんどん進めている。資金繰りが付かない小規模事

業者については、今年度はできないから来年しよう、ちょっと無理だったら再来年だとかつてもし考えているそういう事業者がいるとすれば、もう来年でだいたい3か年でこの1億5,000万円の基金事業が終わってしまうっていう。その辺も含めて今後、この基金の増額含めて、見直しの考えがあるのか、あくまでも当初の1億5,000万円のこの基金で終わってしまうっていう考えなのか。見直しの検討の余地があるのかどうかっていう部分について、ちょっと見解をお願いします。

○議長(又地信也君) 産業経済課長。

○産業経済課長(片桐一路君) まず、1点目の択伐事業の関係でございますが、こちらは37の215の林班、こちらを50%程度伐採をしますので、そこで十分眺望の確保はなされるという判断でございます。

次に、中小企業・小規模企業の関係ですけれども、こちらにつきましては議員のおっしゃるとおりでございます。ただ、町としてあくまでも1億5,000万円を当初積みました。その約束として、当該年度で実施できない場合については、前倒しをしまして実施をするという話をしておりますので、いま段階においては1億5,000万円のお金を全て消化した時点で、終了ということで考えております。

ただ当然、中小企業・小規模企業基本計画検討委員会の組織がございますので、その打診も含めまして検討させていただきたいというふうに思っています。

○議長(又地信也君) 副町長。

○副町長(大野 泰君) 先ほどご質問のあった37の205小班については、保安林でございます。保安林指定をなっていて、択伐施業をやるとすれば30%までという規制がかかっている林班になります。課長から説明があったとおり、215林班の5割伐採で眺望は良くなるというふうに確認をしての事業でございます。

それと、小規模企業・中小企業の補助金につきましては、昨年12月に補正をする際にも同様のご質問があったかというふうに思っております。その際もお答えしたのですが、利用が促進されるということは、制度を作った側としては大変喜ばしいことだというふうに思っておりますので、これを利用していただく中で、基金が枯渇をしていくような状況が早めにくるということであれば、これについては立ち止まって考えることも必要であろうということの答弁をさせていただいておりますので、その時期を見ながら検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長(又地信也君) ほかに。

7番 相澤 巧君。

○7番(相澤 巧君) 7番 相澤です。

15ページ、消防費、災害対策費の件なのですが、確認になりますけれども、ブラックアウトの際はガソリンの発電機等で報道ですけれども、なくなったかとかおられたということだったので、今回採用しているプロパン発電機では、その心配がないのかどうか。

それと、燃料がプロパンガスということなのですが、各施設にあるプロパンにつながるのか、それともプロパンを別に用意するのか、その辺だけ確認したかったのですが。

○議長(又地信也君) 総務課長。

○総務課長(若山 忍君) ご質問のプロパンガスについては、安全性は確保されているというふうに判断しております。

また、ガソリンについても閉めきった部屋ですとか、通常は考えられる換気をきちんと取りながら使う分には、問題ないというふうに判断しております。

今回につきましては、昨年のブラックアウトを経験した中で、私どものほうも協定を結んでいる給油所に自ら燃料の買い付け等にも行っております。そういうことも考えて、今回は燃料の分散化を図るために、今回の導入については、プロパンガスを検討したということです。

ご質問のとおり、資料の10ページにありますとおり、既存の建物の台所の裏とか外にあるプロパンガスの施設に、この絵の左側にあるような分配と言いますかこういうものを設置しまして、こちらのほうに発電機を接続することで、容易に発電が可能になるというふうな今回の発電機を用意しているところです。

○議長(又地信也君) ほかに。

1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 平野です。

子ども・子育て支援事業補助金の金額の算出の内容について、ちょっと詳細をお伺いしたいのですけれども、これまでも国や道の補助金については、特にシステム導入等については、かかった費用に対して国・道が100%補助を出していただいているという数字の貼り付けだったと思うのですけれども、今回説明資料を見ると基礎額プラス加算額で、当町への配分額が654万円ありますよと。そのうち、今回はかかった経費が579万円になっていますというこの流れというか、逆にこれまでのシステム導入についてもそのような配分額があったうちのそのうちでやりくりしてきたのか、今回だけがそういう補助額の設定があったものなのかということをお聞きしたいのですけれども。

○議長(又地信也君) 町民課長。

○町民課長(吉田広之君) この補助につきましては、以前にもあったかと思いますが、このように市町村に割当をした中で、基準額が設定をされまして、それ以下であれば100%補助をするというやり方だと思います。今回はそのようなやり方になっていまして、それで見積書をいただいた中で、579万2,000円という金額になりました。

ですから、木古内町では計算しますと654万2,000円という基準額になりますけれども、それ以下ということで、100%補助ということになります。

○議長(又地信也君) 1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 確認ですけれども、これまでの国や道の補助金についてもそういう配分額があって、その中でやりくりしているという流れなのでしょうか。今回だけ資料がたまたまこのように丁寧につけられているので、配分額というのが記載になっているということなのでしょうか。ほかのこれまでのシステム導入についても国や道の100%補助になったと思うのですけれども、そちらのこれまでの流れってどうだったのか参考までちょっとお聞かせいただきたいのですけれども。

○議長(又地信也君) 町民課長。

○町民課長(吉田広之君) これまでも何回かあったと思いますが、金額的にはいま資料も何もないのでわかりませんが、同じような考え方でやってきたと思います。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

3番 鈴木慎也君。

○3番(鈴木慎也君) 3番 鈴木です。

1番 平野議員と同じく、子ども・子育ての支援事業補助金について、1点教えてください。確認です。

対象経費については、基本的には「保育の無償化の実施に伴うシステム導入等」と書いていまして、一番下の段のほうに事業費を見ても「導入業務」と書いております。このほかにも超過勤務手当だったり管理職に特別勤務手当等が出てくると思うのですが、これを全て含んだ金額なのでしょうか。それとも当町の職員の分は、また追加で出てくるものなのかどうか。このあたりが対象経費の説明と無償化にするための経費、財源、事業費の金額と説明だけだとこの資料だとわかりづらいので、その辺りの説明もお願いいたします。

○議長(又地信也君) 町民課長。

○町民課長(吉田広之君) 今回の補助につきましては、この対象経費の中で、このシステムを導入等を行うための経費と、あとそれにはこの導入にかかる職員の手当てだとか、そういうものが乗ってきております。しかし、導入にかかるものにつきましては、職員のほうはかかりませんので、今回はシステムのみということで補助申請を上げる予定でございます。

○議長(又地信也君) 3番 鈴木慎也君。

○3番(鈴木慎也君) わかりました。そうしますと、この対象経費についての文言というのは、国なり道なりからきた部分の文章であって、我が町としてはシステム導入等に使うということなのですね。だから、この文章もいま吉田課長おっしゃるようにでしたら、そのまま来た文章を貼り付けるのではなくて、実情にあった文章に今後、参考までに今後もしこのような資料を作る時に、実情にあった内容に調整していただければと思います。答弁はいりません。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

8番 廣瀬雅一君。

○8番(廣瀬雅一君) 8番 廣瀬でございます。

緊急風しん抗体検査等事業の実施についてでございます。

説明資料の2ページにありますように、実施予定3年間とあります。これ3年間にしている理由っていうのをお聞きしたいと思います。

○議長(又地信也君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(羽沢裕一君) お答えします。

この事業につきましては、国が実施する事業を市町村が主体となってやるということになっておりまして、それを期間はあくまで3年間ということで国から示されているので、資料のほうに3年間で、スケジュール的には初年度のこの3番の(1)に書いてありますように、47年4月2日から54年4月1日までのかたを初年度に中心に行いまして、それ以外のかたは2年目・3年目については、これからまた国から示される予定となっております。以上です。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ほかに質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

最初に、議案第3号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第3号 木古内町森林環境譲与税基金条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第1号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号 平成31年度木古内町一般会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第2号 平成31年度木古内町高齢者介護サービス事業会計補正予算(第1号)

○議長(又地信也君) 日程第12 議案第2号 平成31年度木古内町高齢者介護サービス事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(大野 泰君) ただいま上程となりました、議案第2号 平成31年度木古内町高齢者介護サービス事業会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをお願いします。

資本的収入及び支出 第2条は、本年度予算第4条本文括弧書き中「3,754万9,000円」を「3,922万9,000千円」に改めるもので、介護職員支度金貸付金 168万円を補正するものです。

詳細について、説明します。

4ページをお開き願います。

1款 資本的支出、4項・1目・節 介護職員支度金貸付金 168万円は、2名分の支度金貸付金を追加するもので、介護職員は4月に2名採用しましたが、5月末現在1名不足している状況で、退職予定の職員もいることから、介護福祉士の資格職2名分を追加補正するものです。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号 平成31年度木古内町高齢者介護サービス事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第4号 木古内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例制定について

○議長(又地信也君) 日程第13 議案第4号 木古内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程になりました、議案第4号 木古内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

資料番号1の議案説明資料では、11ページになっておりますので、そちらの新旧対照表をご参照いただきたいと思います。

このたびの条例改正につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が、平成31年4月1日から施行されたことに伴い、当町の条例を改正するものであります。

現在、放課後児童支援員は保育士の資格を有する者など、基準を定める条例第10条第3項の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならぬとしております。

この放課後児童支援員認定資格研修について、平成31年度から指定都市の長も実施できることとなったため、条例第10条第3項を改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第4号 木古内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第5号 木古内町駐車場設置条例の一部を改正する条例制定について

○議長(又地信也君) 日程第14 議案第5号 木古内町駐車場設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程となりました、議案第5号 木古内町駐車場設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

資料番号の1番、議案説明資料でいきますと12ページをお開きいただきます。

さらに、条例の新旧対照表を記載しておりますので、次の13ページには、位置図を記載しておりますので、12ページ・13ページをご参照いただきます。

木古内町駐車場設置条例において、これまで木古内警察署向かいの木古内町字本町325番地2、及び325番地3の土地を「木古内中央駐車場」と称し、管理・運営をしておりました。

このたび、当町が推進している企業誘致により、ビジネスホテルが開業し、これに伴い同駐車場を移転することにいたしましたので、条例中駐車場の位置に関する記述を、移転後の位置へと改めるものでございます。

改正後の位置は、中央通側の木古内町字本町243の1、244の1内、及び246番地2内となります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第5号 木古内町駐車場設置条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここで、暫時、休憩をいたします。14時まで休憩したいと思います。

休憩	午後1時47分
再開	午後2時00分

議案第6号 木古内町港団地建替工事(建築主体)請負契約の締結について

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第15 議案第6号 木古内町港団地建替工事(建築主体)請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程となりました、議案第6号 木古内町港団地建替工事(建築主体)請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

議案説明資料では資料番号1の14ページに、入札執行状況を添付しておりますので、ご参照を願います。

このたび提案する工事につきましては、予定価格が5,000万円を超えることから、議会の議決に付すべき契約、及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定に基づき、工事請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

工事名は、木古内町港団地建替工事(建築主体)。工事場所は、上磯郡木古内町字木古内地内。請負契約金額は、5億600万円。契約の相手方は、高木・川瀬・西山経常建設共同企業体。契約の方法は、指名競争入札でございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第6号 木古内町港団地建替工事(建築主体)請負契約の締結については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第7号 木古内町港団地建替工事(機械設備)請負契約の締結について

○議長(又地信也君) 日程第16 議案第7号 木古内町港団地建替工事(機械設備)請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程となりました、議案第7号 木古内町港団地建替工事(機械設備)請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

議案説明資料では1の15ページに、入札執行状況がございますので、ご参照を願います。

本議案につきましても、予定価格が5,000万円を超えることから、工事請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

工事名は、木古内町港団地建替工事(機械設備)。請負契約金額は、8,173万円。契約の相手方は、大明・清水経常建設共同企業体。工事場所、及び契約の方法は、議案第6号と同様でございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第7号 木古内町港団地建替工事(機械設備)請負契約の締結については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後2時06分
再開 午後2時07分

議案第8号 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する協議について

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第17 議案第8号 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程となりました、議案第8号 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

資料番号1 議案説明資料16ページをお開きいただきます。

こちらに、規約別表(2)の新旧対照表を記載しておりますので、ご参照願いたいと思います。

平成31年3月31日に、北海道市町村職員退職手当組合に加入していた、「北空知葬斎組合」、「日高地区交通災害共済組合」及び「池北三町行政事務組合」が解散し、当組合から脱退したことに伴い、規約の一部を変更するもので、規約別表(2)の「一部事務組合」及び「広域連合」から、これら3団体を削除するものでございます。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法の第286条第1項の規定による、総務大臣の許可の日から施行するとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第8号 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する協議については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第9号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する協議について

○議長(又地信也君) 日程第18 議案第9号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程になりました、議案第9号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

資料番号1の議案説明資料、17ページをお開き願います。

こちらに、新旧対照表を記載しておりますので、ご参照願います。

議案第9号の協議につきましては、先ほどの議案第8号と同じく、北海道町村議会議員公務災害補償等組合に加入していた3団体のほか、「十勝環境複合事務組合」が解散し、当組合から脱退したことに伴い、規約の一部を変更するもので、規約別表第1から、これらの4団体を削除するものでございます。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による、総務大臣の許可の日から施行するとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第9号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する協議については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第10号 北海道市町村総合事務組合理約の一部を変更する協議について

○議長(又地信也君) 日程第19 議案第10号 北海道市町村総合事務組合理約の一部を変更する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程となりました、議案第10号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

資料番号1番で、先ほどの次のページ、18ページをご参照願います。

議案第10号の協議につきましても、先ほどの議案第8号と同じく、北海道市町村総合事務組合に加入していた、3団体が解散し、当組合から脱退したことに伴い、規約の一部を変更するもので、規約別表第1、及び別表第2から、これらの3団体を削除するものでございます。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による、総務大臣の許可の日から施行するとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第10号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する協議については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第11号 木古内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

○議長(又地信也君) 日程第20 議案第11号 木古内町過疎地域自立促進市町村計画の。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後2時16分

再開 午後2時17分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

もとに戻ります。

日程第19 議案第10号の説明について、もう一度説明お願いいたします。

町長。

○**町長(大森伊佐緒君)** 議案第10号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する協議でございますが、私の説明に誤りがありましたので、訂正をしてお詫びを申し上げたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

訂正箇所につきましては、説明では附則についてこの規約は、地方自治法の第286条第1項の規定による、正しくは「北海道知事の許可」でございますが、誤って総務大臣と申し述べました。謹んでお詫びを申し上げます。正しくは、「北海道知事の許可の日から施行することとしております」と訂正していただきたいと思います。大変、失礼いたしました。

○**議長(又地信也君)** 3番 鈴木慎也君、よろしいですね。

(「はい」と呼ぶ声あり)

○**議長(又地信也君)** それでは、会議を続けます。

日程第20 議案第11号 木古内町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○**町長(大森伊佐緒君)** ただいま上程になりました、議案第11号 木古内町過疎地域自立促進市町村計画の変更につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本計画の新旧対照表につきましては、資料番号1 議案説明資料の19ページから20・21ページ、3ページにわたっておりますので、ご参照願います。

改正内容につきましては、これまでの計画に「産業の振興」、「生活環境の整備」、「高齢者等の保健」、及び「福祉の向上、並びに増進」等について、追加・修正することで、過疎対策事業債の充当を可能とするものであります。

また、本計画の変更につきましては、令和元年5月30日付で北海道知事より「異論がない」旨の通知をいただいております。

なお、詳細につきましては、まちづくり新幹線課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○**議長(又地信也君)** 詳細説明をお願いいたします。

まちづくり新幹線課長。

○**まちづくり新幹線課長(木村春樹君)** まちづくり新幹線課の木村です。

木古内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、ご説明申し上げます。

このたびの変更は、今年度予算に計上されております、塩蔵ワカメ施設整備事業、配水管更新事業、浄水場低区配水流量計更新事業、浄水場紫外線装置等設置事業、合併浄化槽設置事業、人員搬送広報車更新事業、高規格救急自動車更新事業、介護従事者待遇改善事業の8事業について、過疎対策事業債を充当するための条件として、計画に追加するものでございます。

資料番号1 議案説明資料の19ページをご覧ください。

木古内町過疎地域自立促進市町村計画の25ページ、事業計画の1.産業の振興、水産業の項目に、塩蔵ワカメ施設整備事業を追加しております。

事業主体は、上磯郡漁業協同組合です。

説明資料、20ページをご覧ください。

計画の30ページにおいて、計画本文を追記修正するものでございます。

追記する内容については、今年度から簡易水道事業への変更をしておりますので、それらにかかる文言を修正しております。

また、下水道事業の共用区域外については、合併処理浄化槽の設置を促進していくこととしておりますので、文言の追加をしております。

34ページ、事業計画の3.生活環境の整備、(1)水道施設、簡易水道を事業名に追加し、「配水管更新事業」、「浄水場低区配水流量計更新事業」、「浄水場紫外線装置等設置事業」を追加しております。

(2)下水道処理施設にその他の事業を追加し、「合併浄化槽設置事業」を追加しております。

事業主体は、いずれも木古内町です。

(5)消防施設について、「人員搬送広報車更新事業」、「高規格救急自動車更新事業」を追加しております。

事業主体は、渡島西部広域事務組合です。

説明資料、21ページをご覧ください。

計画の38ページ、事業計画の4.高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、(8)過疎地域自立促進特別事業の項目に、「介護従事者待遇改善事業」を追加しております。

事業主体は、木古内町です。

説明は、以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第11号 木古内町過疎地域自立促進市町村計画の変更については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

発議案第1号 議会閉会中の所管事務調査について

○議長(又地信也君) 日程第21 発議案第1号 議会閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会閉会中の所管事務調査について、会議規則第75条の規定により、総務・経済常任委員

会及び議会運営委員会の各委員長より、下記のとおりその所管に属する事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会閉会中の所管事務調査について、各委員長から申し出のとおり、これを承認したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

意見書案第1号 2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書

○議長(又地信也君) 日程第22 意見書案第1号 2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

2番 手塚昌宏君。

○2番(手塚昌宏君) 2番 手塚昌宏です。

意見書案第1号 令和元年6月18日 木古内町議会 議長 又地信也様。

提出者 木古内町議会議員 手塚昌宏、賛成者 木古内町議会議員 平野武志、同じく鈴木慎也。

意見書案第1号 2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書(案)について、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行や、大規模災害を想定した防災・減災対策の実施など、新たな政策課題にも直面しています。

一方、公共サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応や細やかな公的サービスの提供が困難になっており、人材確保を進めるとともに、これに対応し得る地方財政の確立を目指す必要があります。

政府の「骨太2018」では、「(地方の)一般財源総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされ、2019年度の地方財政計画でも、一般財源総額62兆7,072億円(前年比+1.0%)となり、過去最高水準となりました。

しかし、一般財源総額の増額分も、幼児教育の無償化など国の政策に対応する財源を確保した結果であり、社会保障費関連をはじめとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められています。

2020年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積り、人的サービスを主とした社会保障関連予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要です。

よって、記載しております以下の10点を重点とし、内閣総理大臣、内閣官房長官及び各関係大臣に提出するものです。

以上、提案理由としますので、議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第1号 2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

意見書案第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

○議長(又地信也君) 日程第23 意見書案第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

4番 吉田裕幸君。

○4番(吉田裕幸君) 4番 吉田裕幸です。

意見書案第2号 令和元年6月18日 木古内町議会 議長 又地信也様。

提出者 木古内町議会議員 吉田裕幸、賛成者 木古内町議会議員 安齋 彰、同じく新井田昭男。

意見書案第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書(案)について、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところであります。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生により林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面しています。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさと地域で、多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものであります。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、令和3年3月末をもって失効することになるが、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支え

ていく政策を確立・推進することが重要であり、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要があることから、記載しておりますとおり要望事項について、内閣総理大臣及び各関係大臣に提出するものです。

以上、提案理由としますので、議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について

○議長(又地信也君) 日程第24 議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会閉会中、出張または派遣を要する各種の行事、慶弔、会議、研修、陳情等について、正・副議長及び議員を出張・派遣させたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、承認することに決定をいたしました。

なお、現在予定されている出張または派遣につきましては、下記のとおりであります。今後の出張または派遣する議員につきましては、その都度、議長において指名することにしたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、承認することに決定をいたしました。

会 期 中 の 閉 会

○議長(又地信也君) お諮りいたします。

本定例会に付議されました案件は全て審議を終了いたしました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、これで、本日の会議を閉じます。

以上をもちまして、令和元年第2回木古内町議会定例会を閉会いたします。

皆様、どうも、ご苦労様でした。

(午後2時36分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年6月18日

木古内町議会議長 又 地 信 也

署 名 議 員 平 野 武 志

署 名 議 員 手 塚 昌 宏